

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 2 月 19 日

契約責任者

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター  
理事長 関 庄 一 郎

## 1. 競争入札に付する事項

### (1) 件名

平成 30 年度講習会講義DVD作製業務

### (2) 仕様等

入札説明書による。

### (3) 納入期限

入札説明会で配付する仕様書による。

### (4) 納入場所

入札説明書による。

### (5) 入札方法

入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

(1) 入札説明会に参加した者であること。

(2) 平成 28・29・30 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」等において、「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付けされていること。

(3) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

## 3. 契約条項を示す場所、入札説明書の交付及び問合せ先等

### (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒102-0084 東京都千代田区二番町 3 番地 麴町スクエア 7 階

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

教育研修部（担当 武田、三浦）

電話 03-5275-7115

メールアドレス [kyoiku@jwnet.or.jp](mailto:kyoiku@jwnet.or.jp)

(2) 入札説明書の交付

下段にファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会の参加を希望する者は、別紙1の入札説明会参加申込書を平成30年3月2日（金）17時00分までに持参又はFAXによって提出すること。

入札説明会は1社1名とする。

【開催日時及び場所】

平成30年3月5日（月） 14時00分

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 会議室

【連絡先】

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

教育研修部（担当 武田、三浦）

FAX 03-5275-7116

(4) 入札・開札の日時及び場所

【開催日時及び場所】

平成30年3月16日（金） 15時00分

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 会議室

4. その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

平成30年2月19日

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター  
理事長 殿

## 入札説明会参加申込書

次の調達案件について、入札説明会に参加を希望いたします。

**【調達案件名】**

平成30年度講習会講義DVD作製業務

**【入札説明会日時】**

平成30年3月5日(月) 14時00分

**【出席予定者名】(当日名刺を提出してください。)**

住 所:〒 -

会 社 名:

部 署 名:

(ふりがな)

氏 名:

電話番号:

**【提出方法】**

入札説明会の出席を希望する者は、平成30年3月2日(金)17時00分までに持参又はFAXによって提出してください。

**【提出先】**

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

教育研修部

担当 武田、三浦

□FAX:03-5275-7116

**(注意)**

入札説明会では入札説明書の配布はしませんので、各自ご持参ください。

# 入 札 説 明 書

平成 30 年度講習会講義DVD作製業務  
[最低価格落札方式]

契約責任者

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

理 事 長 関 荘 一 郎

## はじめに

本平成 30 年度講習会講義DVD作製業務の入札等については、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「当センター」という。）の規定に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約責任者

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 理事長 関 荘一郎

### 2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成 30 年度講習会講義DVD作製業務
- (2) 特質等 入札説明会で配付する仕様書による
- (3) 納入期限等 入札説明会で配付する仕様書による
- (4) 納入場所 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
- (5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を落札価格とする。

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額に 8%に相当する額を加算した金額を様式 1 で示す入札書に記載して提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3. 競争参加資格

- (1) 入札説明会に参加した者であること。
- (2) 平成 28・29・30 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」等において、「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付けされていること。
- (3) 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### 4. 入札説明会の日時及び場所

- (1) 平成 30 年 3 月 5 日（月）14 時 00 分
- (2) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター  
東京都千代田区二番町 3 番地 麹町スクエア 7 階

### 5. 入札に関する質問の受付

- (1) この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、別紙様式 3 による書面を提出すること。
  - ア. 提出期限 平成 30 年 3 月 13 日（火）17 時まで
  - イ. 提出場所 4. (2) の場所 教育研修部
  - ウ. 提出方法 メール又は F A X によって提出すること。

(2) (1) の質問に対する回答は、平成 30 年 3 月 14 日 (水) 17 時までメールにより行う。

## 6. 業務請負条件に関する書類の提出

(1) 環境省競争参加資格 (全省庁統一資格) 審査結果通知書の写しは、次に従い提出すること。

ア. 提出期限 平成 30 年 3 月 5 日 (月) 17 時まで (持参の場合は、12 時から 13 時を除く)

イ. 提出場所 4. (2) の場所 教育研修部

ウ. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

(2) 審査結果通知は不合格になった場合のみ平成 30 年 3 月 8 日 (木) 17 時までメールにより行う。

## 7. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成 30 年 3 月 16 日 (金) 15 時 00 分

場所 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

(2) 入札書の提出方法

1) 様式 1 に定める書面を 7 (1) に指定する日時及び場所に持参により提出すること。

2) 入札書は、封筒に入れ封印し提出すること。

(3) 代理人による入札及び開札の立会い

代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、様式 2 による委任状を持参しなければならない

(4) 代理人の制限

入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、再度入札を行っても落札者がいない場合には、入札金額が予定価格の制限内に達する又は入札者がいなくなるまで繰り返し入札を行う。

## 8. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者による入札

② 代理人が委任状を持参しない代理人による入札

③ 入札において記名押印 (外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。) を欠く入札

④ 金額を訂正した入札

⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑥ 明らかに連合によると認められる入札

⑦ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 者以上の代理をした者の入札

⑧ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札

⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

## 9. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

### 10. 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

#### 11. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

#### 12. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

#### 13. その他

##### (1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、当センターホームページで公表するものとする。

## ◎ 添付資料

別紙 暴力団排除に関する誓約事項

様式 1～3

別添 契約書（案）

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴センターの求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

## 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当者等へ報告を行います。



# 入 札 書

様式1

平成 年 月 日

契約責任者

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 関 庄 一 郎 殿

住所 :

会社名 :

代表者役職・氏名 :

代理人 :

印

印

注) 代理人が入札書を持参して入札する場合に、代理人の記名押印が必要。  
このとき、代表印は不要 (委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

1. 件名 : 平成30年度講習会講義DVD作製業務

2. 入札金額

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金 | 千 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

(本体価格 円)

(消費税額 円)

内 訳

| 品名等                | 数量 | 単位 | 単価 | 合価 |
|--------------------|----|----|----|----|
| 平成30年度講習会講義DVD作製業務 | 1  | 式  | 円  | 円  |

3. 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴センターの指示のとおりとする。

4. 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

(以下、当センター使用欄)

|           |         |          |              |
|-----------|---------|----------|--------------|
| 契約締結の決定伺い | 契 約 番 号 | 第 号      | 納入場所 仕様書のとおり |
|           | 契 約 月 日 | 平成 年 月 日 | 備考           |
|           | 納 入 期 限 |          |              |

## 委任状

平成 年 月 日

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 関 荘一郎 殿

(委任者) 住所  
会社名  
代表者役職・氏名 印

(受任者) 代理人住所  
所属 (役職)  
氏名 印

### 記

当社 ○○ ○○ を代理人と定め下記権限を委任します。

(委任事項)

- 1 平成 30 年度講習会講義DVD作製業務

## 質問書

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 業 務 名  |                              |
| 会 社 名  |                              |
| 住 所    |                              |
| 担 当 者  | 部署名：            氏名：          |
| 担当者連絡先 | TEL:                    FAX: |
|        | E-mail:                      |
| 質問事項   |                              |

## 請負契約書（案）

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「甲」という。）と、〇〇（以下「乙」という。）とは、平成30年度講習会講義DVD作製業務（以下、本業務）について、次のとおり請負契約を締結するものとする。

### （契約の内容）

第1条 乙は、別添の仕様書及び提案書に基づき業務を行うものとする。

### （請負代金）

第2条 請負代金は、〇〇円（内消費税及び地方消費税の額〇〇円）とする。

### （成果品の納入期限等）

第3条 乙は、甲の注文書に基づき、成果品を甲の指定する納入期限までに甲の指定する場所に納入しなければならない。

### （再委託等の禁止）

第4条 乙は、本業務を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。

### （校正）

第5条 乙は、甲の校正を校了又は責了まで受けるものとする。

### （検査等）

第6条 乙は、成果品の納入にあたり、甲の検査を受けるものとする。

2 前項の検査に合格しなかった場合は、乙は甲の指定する期日までに修正し再度納入するものとする。

### （危険負担）

第7条 契約履行前の成果品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

### （瑕疵担保）

第8条 乙は、当該成果品に品質不良、変質、落丁その他の瑕疵があるときは、成果品の納品後であっても、無償による成果品の引換え若しくは手直しを行うものとする。ただし、当該瑕疵が甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

### （請負代金の支払）

第9条 乙は、成果品の引渡しを完了した後、請求書により甲に請負代金を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から起算して31日以内に請負代金を支払うものとする。ただし、特別の理由のある場合は、この限りでない。

### （契約内容の変更等）

第10条 この契約締結後、市場価格に著しい変動があった場合等により、請負代金又は納入期限等の契約内容を変更し、又は納入の中止をする必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

### （契約の解除）

第11条 甲は、乙がその責めに帰する理由により、第3条の納入期限までに成果品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき、その他契約に違反したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(秘密の保全)

第12条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

(債権譲渡の禁止)

第13条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(協議事項)

第14条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(反社会的勢力との取引排除)

第15条 甲又は乙が次の号に該当した場合は、相手方是何らかの通知、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

- ① 暴力団、総会屋、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）であるとき、又は、暴力団等であったことが認められるとき。
- ② 暴力団等への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき。
- ③ 自らあるいは第三者を利用して相手方に対し、暴力的又は威迫的な行為、若しくは不当に名誉・信用を毀損する行為を行ったとき。
- ④ 本契約の履行のために契約する者が前3号のいずれかに該当するとき。

2 甲又は乙の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者についても、前項の規定を準用する。

(契約の有効期間)

第16条 本契約の有効期間は、契約の締結の日から平成31年3月31日までとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

(甲)

東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階  
公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター  
理事長 関 荘 一 郎 印

(乙)

〇〇〇〇〇

株式会社 〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印